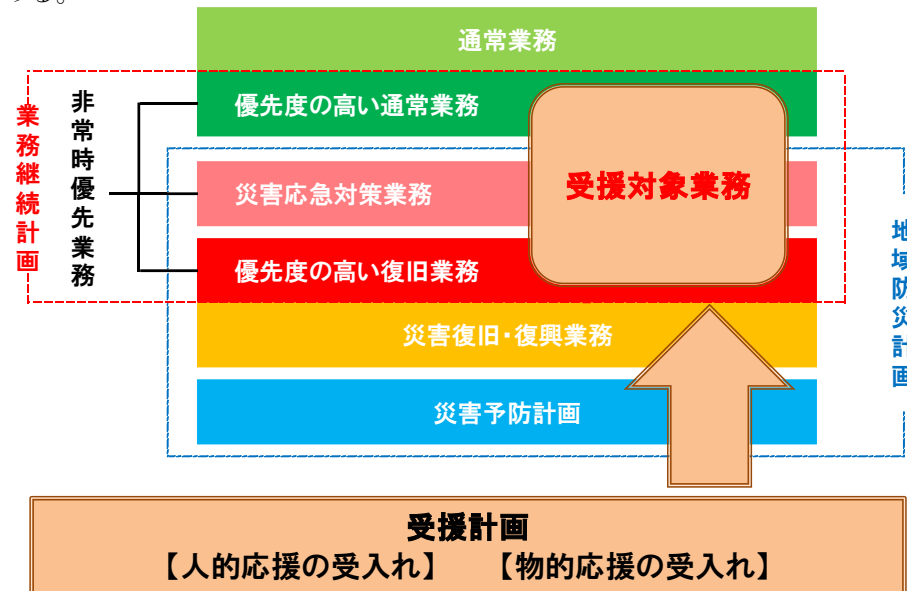


I 総則

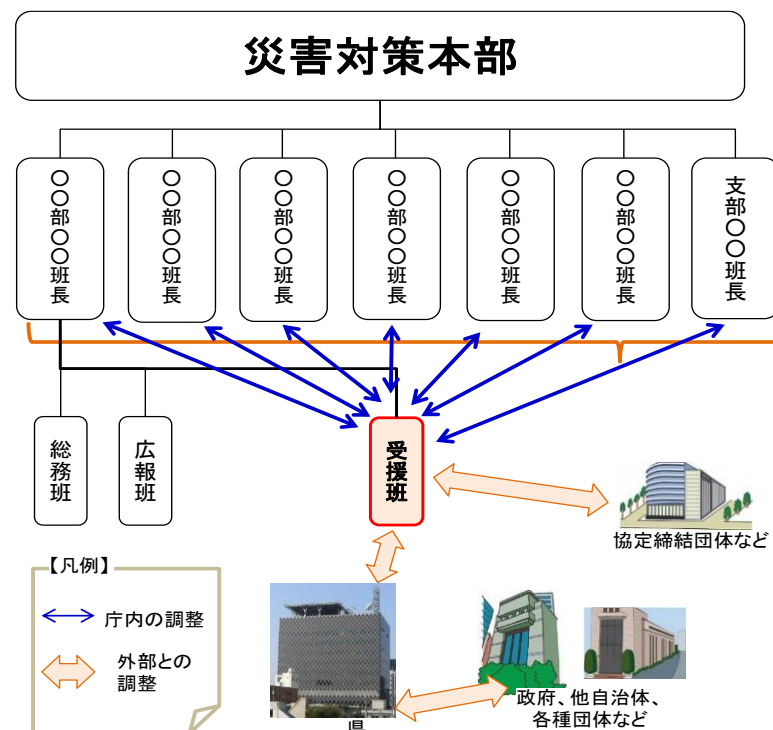
大規模災害が発生し、本市が被災した場合に、外部からの人的及び物的応援を円滑に受け入れ、本市職員と応援人員が連携し、効果的な災害応急対策や迅速な被災者支援、さらには災害復旧・復興に取り組むことを可能とするため、田辺市受援計画を定める。



受援計画は、地域防災計画及び業務継続計画で定める業務の中で、災害発生後すぐに対応を行うべき業務のうち、人的応援を受けながら実施することが望ましい業務について受援体制や受入の手順等を定めるとともに、物的応援の受入れについても定める。

II 人的応援の受入計画

災害対策本部総合調整部に、人的受援に関する庁内外の調整や調整会議の開催等を行う「受援班」を設置するとともに、災害対策本部の各班長を窓口として、班内の人的受援の調整を行うものとする。



III 人的応援の受入手順

■受援対象業務

受援計画における受援対象業務については、地域防災計画に基づいて作成した業務継続計画で定めた非常時優先業務のうち、人的応援を受けながら実施することが望ましい業務を受援対象業務として選定した。

※受援対象業務一覧については裏面のとおり。

■受援班の業務

1	受援ニーズの把握、とりまとめ
2	応援の要請・要請先との調整
3	調整結果の伝達
4	正式要請
5	受援状況管理
6	今後必要となるニーズの把握及び事前調整
7	調整会議の開催
8	各部から外部への直接要請・受入状況の集約
9	応急対策職員派遣制度の活用
10	精算

■各受援担当窓口の業務

1	受援管理シートの作成依頼及び報告
2	調整結果の伝達
3	応援職員等のアテンド
4	受入れ完了報告
5	今後必要となるニーズの把握及び情報共有
6	調整会議への参加
7	直接の応援要請・受入状況の報告
8	受援終了の決定

IV 物的応援の受入計画

災害発生後3日目までは、1日分を住民自身が、1日分を本市が、1日分を県が備蓄するという和歌山県の「地震災害対策のための備蓄基本方針」に基づき、それぞれが備蓄している物資を被災者へ供給することで対応することとする。

災害対策本部・支部調達配給部調達配給班は、物的応援受入れに関する情報を一元的に管理し、避難所ニーズの把握から協定企業等への要請や調整、各係への指示、連絡調整等一連の業務全般に対応するものとする。

また、他機関から提供される救援物資を円滑に受け入れるため、市物資集積拠点施設（2次拠点施設）を選定した。

■市物資集積拠点施設一覧（2次拠点施設）

名 称	住 所	管 理 者	面積
田辺スポーツパーク室内練習場（一部）	上の山一丁目23-1-3	スポーツ振興課	約300㎡
J Aわかやま 芳養谷選果場	中芳養1102-1	J Aわかやま 芳養谷選果場	1,500㎡
稲成小学校体育館	稲成町780	稲成小学校	442㎡
J Aわかやま 秋津谷選果場	上秋津2010-3	J Aわかやま 秋津谷選果場	1,500㎡
J Aわかやま 紀南総合選果場	下三栖1475-11	J Aわかやま 紀南総合選果場	5,525㎡
和歌山県情報交流センターBig-U 多目的ホール	新庄町3353-9	和歌山 I T 教育機構	696㎡
龍神ドーム	龍神村柳瀬1469-1	龍神教育事務所	1,732㎡
中辺路中学校体育館	中辺路町栗栖川474-1	中辺路中学校	810㎡
大塔体育館	鮎川2588-2	大塔教育事務所	947㎡
本宮体育館	本宮町本宮911-2	本宮教育事務所	410㎡

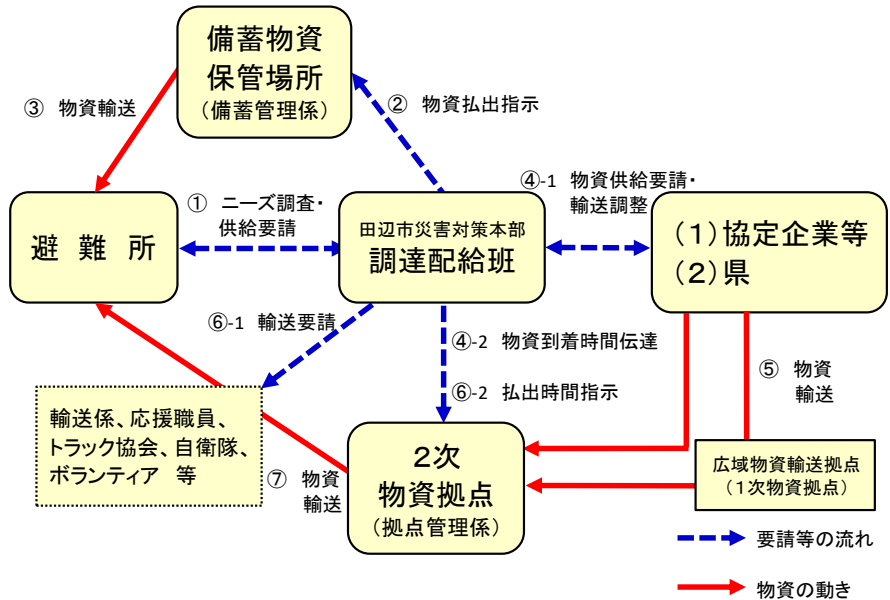
※被災状況に応じ、使用可能な施設を選定する。

V 物的応援の受入手順

避難所から調達配給班への要請や調達配給班から県への要請、備蓄物資保管場所への物資払出指示や市物資集積拠点施設（2次拠点施設）への物資搬入時間及び払出指示は、原則として内閣府が整備している物資調達・輸送調整等支援システム（以下「国システム」という。）を用いて行うこととする。

なお、協定企業等やトラック協会への要請など、国システムによる管理が及ばない業務は別途様式にて行う。

■物資供給の手順



■義援物資の取扱い

個人から提供される義援物資は、受入れや仕分け等に膨大な労力や時間を要し、救援物資供給効率の低下の一因となるため、原則として受け入れないものとする。

VI 受援計画シート・業務フロー

災害時に迅速かつ円滑に人的応援を受け入れるため、受援対象業務毎に、応援側に要請する具体的な業務内容や応援要請に必要な事項など、受援に必要な体系を具現化した【受援計画シート】を作成した。

また、【受援計画シート】に記載する応援側に要請する業務を行う際に、受入側の応援要請から応援受入、応援終了に至るまでの業務内容を記載した【業務フロー】を作成した。

様式3【受援計画シート】

受援業務名	公共土木施設等の被害状況調査					
応援が必要な時期	第1フェーズ ～6時間	第2フェーズ ～24時間	第3フェーズ ～72時間	第4フェーズ ～1週間	第5フェーズ ～2週間	第6フェーズ ～1ヶ月
担当	災害対策本部		通常業務時			
受援業務	調査復旧部	調査復旧班	建設部	土木課	土木係	係長
応援側に要請する具体的な業務内容	・公共土木施設等の被害状況調査 ・道路の被災状況の確認作業					
必要人数	被災状況に応じ人数決定					
応援者に求める要件	技術者・測量士等					
執務スペース	各現場					
必要な資機材等	■ 応援者側 移動手段、デジタルカメラ・測量機器・車両・燃料・通信機器等 ■ 被災市側 公用車、デジタルカメラ、住宅地図、航空写真、カラーコーン、バリアード、コンベックス、メジャー等 ☐ 救援物資対応					
民間の受入れ	☐ 一般ボランティア ☐ 専門職ボランティア () ■ 企業 (測量業者) ☐ その他 () ☐ 不可					
協定等	協定締結先等		協定名称等			
	田辺地方測量設計学会		大規模災害時における被害状況調査等の応援協力に関する協定			
	国土交通省近畿地方整備局		災害時等の応援に関する申合せ			
	田辺土木業協会		災害時における田辺市と田辺土木業協会との協力に関する覚書			
参考となる業務マニュアル等	南海村建設業協会		災害時における田辺市と南海村建設業協会との協力に関する覚書			
	道路台帳、管内図					

業務フロー

受援業務名	公共土木施設等の被害状況調査					
応援が必要な時期	第1フェーズ ～6時間	第2フェーズ ～24時間	第3フェーズ ～72時間	第4フェーズ ～1週間	第5フェーズ ～2週間	第6フェーズ ～1ヶ月
手順	具体的な市の実施事項					
① 応援要請	☐ 要請方針の決定 ☐ 受援担当窓口を通じ本部受援班から応援要請を実施 ☐ 協定先と緊要応援要請を行った場合は、受援班に報告 ☐					
② 応援活動に必要な準備	☐ 道路台帳、管内図、ゼンリン地図の準備 ☐ 通行止め情報と迂回路情報の収集 ☐ 現場点での調査済み、未調査地域の把握 ☐ ガレキの箇所、量、種類の情報収集 ☐ 移動手段の情報 (バイク・自転車等)					
③ 応援者の活動環境の確保	☐ 被災市側で準備できる資機材等の準備 ☐ 調査方法マニュアルの用意 ☐ 執務スペースの確保 ☐					
④ 応援の受入れ	☐ 応援側に対し被災状況及び業務内容の伝達 ☐ 合衆を伴う地域等の状況伝達 ☐ 調査方法 (マニュアル) の伝達 ☐					
⑤ 受援中の業務	☐ 応援側から業務内容の報告等を受領 ☐ 通行不能道路の状況把握 ☐ 道路のガレキ状況把握 (道路の機能回復状況を含む) ☐					
⑥ 応援の終了	☐ 応援側から問題点の報告等を受領 (自地間の回収) ☐ ☐					
⑦ 応援終了後の業務	☐ 管内図に被災状況の調査内容を反映 ☐ 残業務に対する再配置 ☐ 必要に応じ、応援に対する費用の負担 ☐					

受援対象業務一覧

No.	種別	業務内容	No.	種別	業務内容
1	緊急	応急対策職員派遣制度に基づく総括支援チームの派遣要請	31	通常	生活相談センターに関すること
2	緊急	災害に関する市民への広報	32	緊急	備蓄物資保管場所の物資の管理
3	緊急	復興計画の策定	33	緊急	救援物資の輸送
4	緊急	救護所の開設	34	緊急	給水支援
5	緊急	避難所生活等における巡回相談	35	緊急	下水道復旧
6	緊急	災害廃棄物（ごみ及びし尿）の発生状況の調査	36	緊急	下水道被害調査
7	緊急	災害廃棄物収集、処理処分	37	緊急	管路の漏水調査
8	緊急	し尿収集(被災家屋の生し尿を優先的に)	38	緊急	公共土木施設等の被害状況調査
9	緊急	仮設トイレのし尿収集	39	緊急	道路啓開作業に伴う障害物の除去作業の検討・準備・実施
10	緊急	仮置場の運営	40	緊急	公共土木施設の災害復旧の検討
11	緊急	処理方針及び災害廃棄物処理実行計画の作成	41	緊急	河川（準用河川及び普通河川）の被害状況の情報収集
12	緊急	避難所ごみの収集、処理（腐敗性の高い厨芥類を優先的に）	42	緊急	市管理施設（公園緑地）の応急対策
13	緊急	災害廃棄物処理に係る設計積算事務	43	緊急	被災宅地応急危険度判定業務
14	緊急	生活ごみの収集、処理（腐敗性の高い厨芥類を優先的に）	44	緊急	市有建築物被害状況確認、情報収集
15	緊急	災害廃棄物に係る自己搬入ごみの受付・処理	45	緊急	被災建築物応急危険度判定
16	通常	生活系し尿の収集、処理	46	緊急	応急仮設住宅の建設
17	緊急	遺体の収容、安置、処理に関する業務	47	緊急	応急仮設住宅の入居募集・管理
18	緊急	遺体の埋火葬に関する業務	48	緊急	被災住宅の応急修理
19	緊急	防疫対策（薬剤散布）の実施に関する業務	49	緊急	農地・農業用施設の被害状況調査
20	緊急	下水処理施設等の被害状況の把握及び応急復旧作業	50	緊急	農地・農業用施設の災害復旧の検討
21	緊急	仮設トイレの設置	51	緊急	応急復旧（林道）
22	緊急	下水処理施設等の災害復旧事業の事務	52	緊急	災害復旧の検討（林道）
23	緊急	避難所の設置及び運営	53	緊急	漁港等水産施設の被害状況調査
24	通常	応急教育対策	54	緊急	漁港等水産施設の災害復旧の検討
25	緊急	在宅要配慮者への支援	55	緊急	住家（家屋）被害認定調査
26	緊急	支援窓口	56	緊急	り災証明書の発行
27	緊急	災害ボランティアセンターの活動支援	57	緊急	緊急消防援助隊の要請・受け入れ
28	緊急	社会福祉法人（社会福祉施設）の被害状況確認			
29	緊急	福祉避難所への入所			
30	緊急	避難所における要配慮者の支援			